

# 令和4年度 事業概要

広島市食肉衛生検査所

## 目 次

I	検査所の概要	
1	検査所の沿革	1
2	根拠法令及び関連法令	1
3	業務	2
4	組織機構	2
5	施設	3
6	手数料に関する規定	5
7	事業予算	6
II	検査の概要	
1	月別検査頭数	7
2	と畜検査頭数の推移（過去10年）	8
3	と畜場法に基づく措置頭数	9
4	区分別と畜検査頭数の推移（過去5年）	10
5	精密検査等検査実績	11
6	外部検証	12
III	調査研究	
	調査研究一覧（過去10年）	13
	令和4年度調査研究	15
	・ 広島市と畜場における豚のリンパ腫の発生状況について（第2報）	
	・ LC-MS/MSを用いた食肉中の動物用医薬品一斉分析法の妥当性評価	
IV	その他の事業	
1	食肉に関する衛生教育	21
2	と畜検査結果のフィードバック	21
3	輸出食肉	21

# I 検査所の概要

## 1 検査所の沿革

大正	4年	4月	広島市福島町に市営と場移転設置
昭和	20年	8月	原爆により被災・倒壊
	22年	1月	と場施設応急復旧工事
	25年	4月	広島県から広島市にと畜検査業務移譲
	28年	8月	「と畜場法」制定
	34年	1月	と畜場全面改修
	35年	2月	検査業務を産業局(現経済観光局)から衛生局(現健康福祉局)に移管
	35年	5月	「広島市と畜検査所」開設 108 m <sup>2</sup>
	39年	4月	「広島市食肉衛生検査所」に改名
	42年	4月	検査所新館完成 475 m <sup>2</sup>
	42年	10月	病畜隔離検査室の設置 28 m <sup>2</sup>
	54年	4月	行政組織機構改革(二係制となる)
	63年	4月	と畜検査管理システム稼働
平成	4年	4月	広島市草津港一丁目に「広島市と畜場」移転設置
	同	上	同上「広島市食肉衛生検査所」移転設置 1,137 m <sup>2</sup>
	30年	1月	タッチパネル式と畜検査管理システム稼働

## 2 根拠法令及び関係法令

### (1) 根拠法令

と畜場法	(昭和28年 8月1日 法律第114号)
と畜場法施行令	(昭和28年 8月25日 政令第216号)
と畜場法施行規則	(昭和28年 9月28日 厚生省令第44号)
広島市と畜場法施行細則	(昭和59年 3月31日 規則第44号)
広島市一般と畜場の構造設備に関する条例	(平成15年 3月20日 条例第23号)
食品衛生法	(昭和22年 12月24日 法律第233号)
牛海綿状脳症対策特別措置法	(平成14年 6月14日 法律第233号)
厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則	(平成14年 7月1日 厚生省令第89号)

### (2) 関係法令

家畜伝染病予防法	(昭和26年 5月31日 法律第166号)
化製場等に関する法律	(昭和23年 7月12日 法律第140号)
広島市と畜場条例	(昭和28年 12月23日 条例第55号)
広島市と畜場業務規則	(昭和28年 12月23日 規則第92号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令	(昭和25年 5月30日 農水省令第44号)
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	(令和元年 11月27日 法律第57号)

### 3 業 務

(1) 広島市事務組織規則

(食肉衛生検査所)

第41条 食肉衛生検査所を次のとおり設置する。

名 称	位 置
広島市食肉衛生検査所	広島市西区草津港一丁目11番1号 広島市中央卸売市場食肉市場内

2 食肉衛生検査所においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) と畜場の設置許可並びにと畜場の使用料及びとさつ解体料の認可に関すること。
- (2) 獣畜のとさつに関する公衆衛生上必要な指示及び措置に関すること。
- (3) 獣畜のとさつ、解体等の検査に関すること。
- (4) 食肉衛生検査所の庶務に関すること。

3 食肉衛生検査所に次の係を置く。

第一検査係

第二検査係

(2) 広島市と畜場業務規則

(開場時間)

第3条 と畜場の開場時間は、午前8時30分から午後4時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合においては、開場時間外の使用を許可することがある。

### 4 組 織 機 構

(1) 組織機構



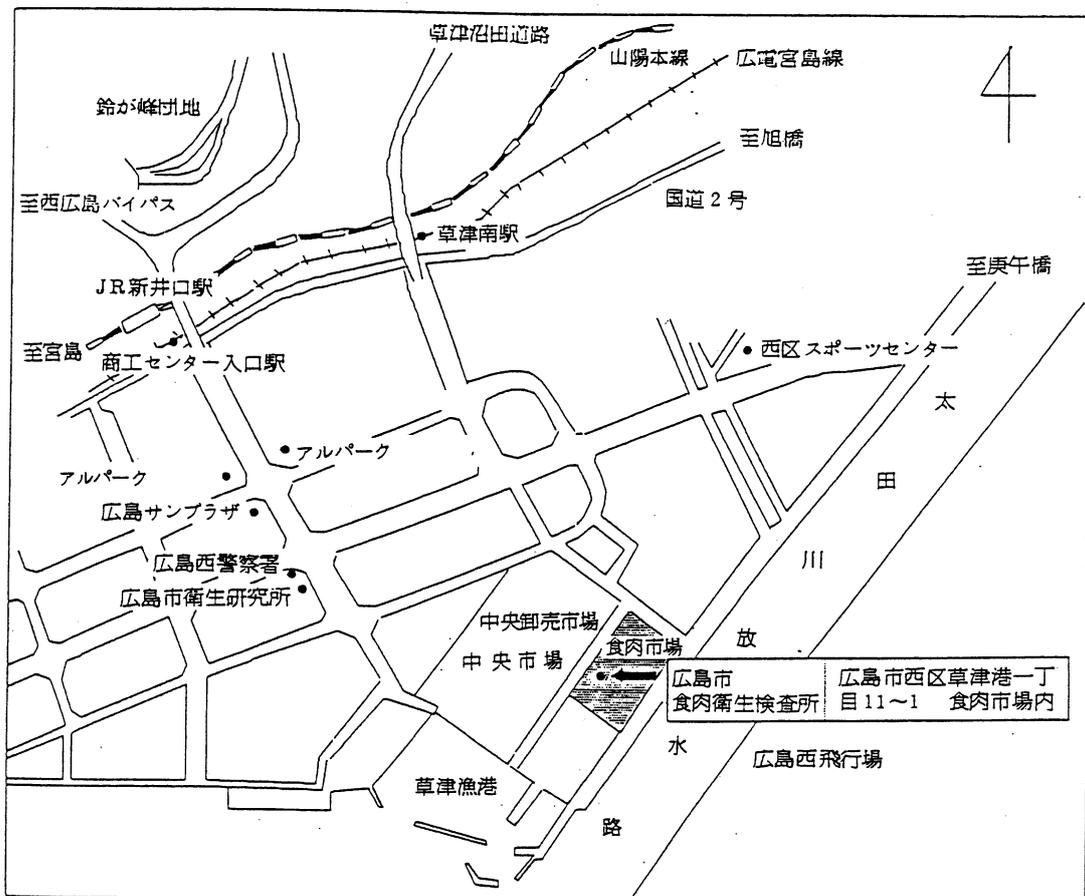
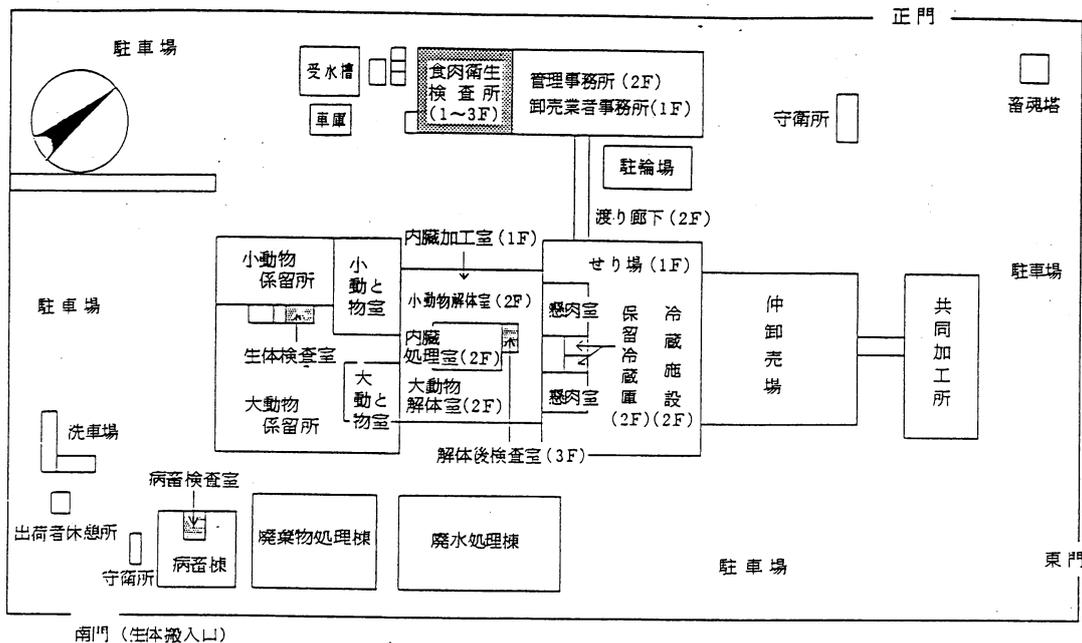
(2) 職員構成

(令和4年4月1日現在)

	所 長	第一検査係	第二検査係	計
所 長 (獣 医 師)	1			1
次 長 (獣 医 師)		1	1	2
専 門 員 (獣 医 師)		1		1
主任技師 (獣 医 師)			2	2
獣 医 師		5	3	8
会計年度任用職員 (獣 医 師)			3	3
会計年度任用職員 (事務補助)		1		1
計	1	8	9	18

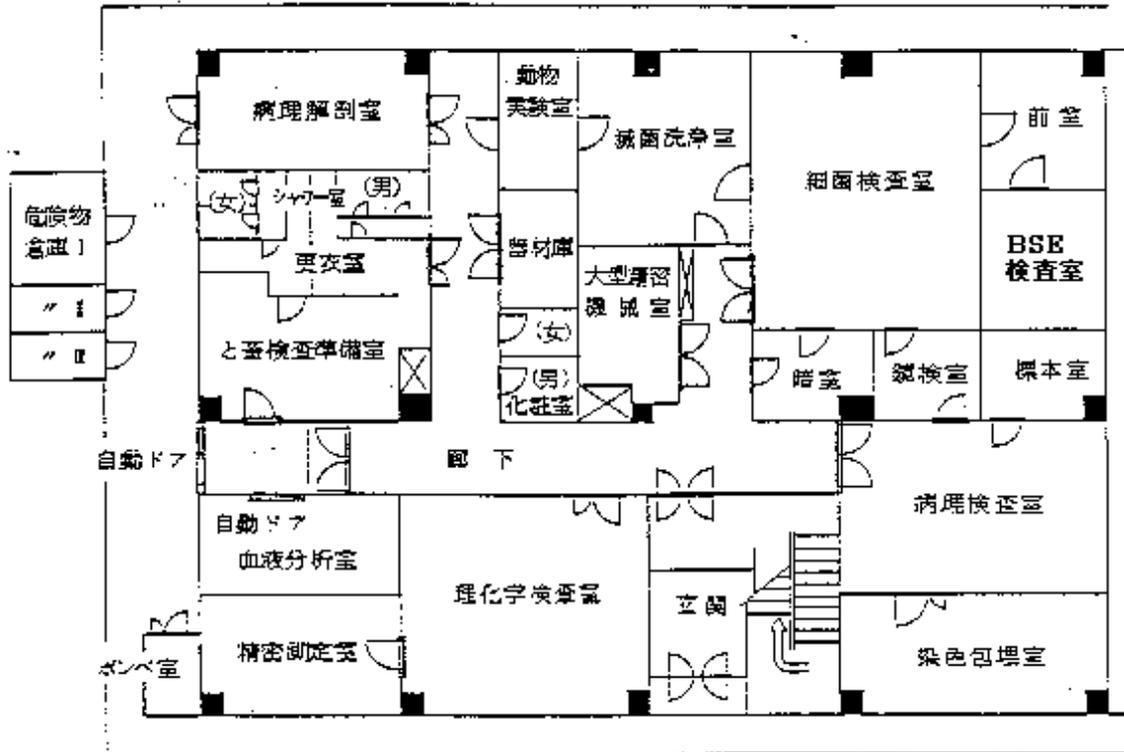
## 5 施設

### (1) 検査所配置図

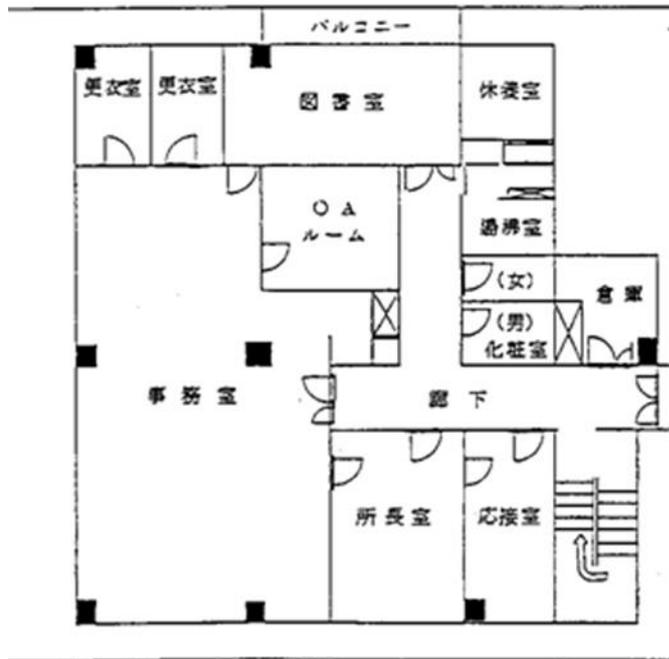


(2) 検査所平面図

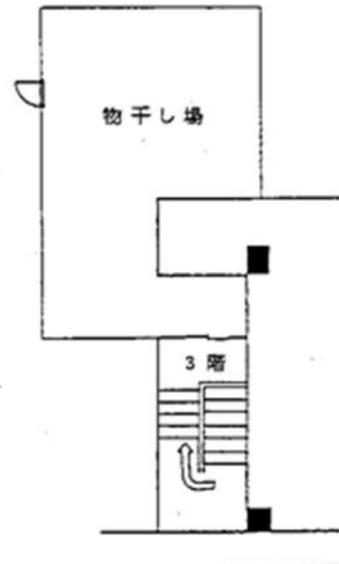
1 階



2 階



3 階



(食肉市場管理棟内)

検査所 1 階 522.64 m<sup>2</sup>  
 検査所 2 階 355.48 m<sup>2</sup>  
 検査所 3 階 159.65 m<sup>2</sup>

(食肉市場本館棟内)

生体検査室 20.28 m<sup>2</sup>  
 解体後検査室 49.99 m<sup>2</sup>

(食肉市場病畜棟内)

病畜検査室 28.50 m<sup>2</sup>

延床面積 1,136.54 m<sup>2</sup>

## 6 手数料に関する規定

### (1) 広島市証明等手数料条例

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第2条 次の各号に掲げる事務を行うときは、請求者から、1件につき、(中略)

その他の事務にあつては350円の手数を徴収する。

(1)～(38) 略

(39) その他前各号に準ずる事務で、市長において手数料の徴収を適当と認める事務

(参考) とさつ解体検査証明、と畜検査合格済証明、食肉衛生証明

### (2) 広島市衛生関係手数料条例

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第2条 別表に掲げる事務を行うときは、同表に定める手数料を徴収する。

別表(第2条関係) (抜粋)

手数料名	単位	手数料の額
一般と畜場設置許可申請手数料	1件につき	25,000円
簡易と畜場設置許可申請手数料	1件につき	12,000円
と畜検査手数料	1頭につき	ア(※1) イ(※2)

※1 と畜場開場時間内の場合で、体重75kg以上の牛にあつては580円、体重75kg未満の牛にあつては230円、馬にあつては580円、豚、めん羊又はやぎにあつては230円

※2 と畜場開場時間外の場合で、体重75kg以上の牛にあつては1,160円、体重75kg未満の牛にあつては460円、馬にあつては1,160円、豚、めん羊又はやぎにあつては460円

### (3) 広島市と畜場業務規則

(使用料の額) (認定年月日 令和元年 9月26日)

第6条 条例第4条第1項の規定により定める使用料の額は、次のとおりとする。

獣畜の種類		使用料の額(1頭につき)	
		と畜場開場時間内	と畜場開場時間外
牛及び馬	体重75kg以上のもの	4,432円	5,541円
	体重75kg未満のもの	1,334円	1,665円
豚		1,334円	1,665円
めん羊及び山羊			

備考 病畜の場合の使用料の額は、この表に掲げる額の1.5倍の額とする。

## 7 事業予算

(単位：千円)

区分	科 目	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算	令和5年度 予 算
歳入	と畜検査手数料	17,354	17,532	18,524
	とさつ解体検査証明手数料	67	83	69
	と畜検査合格済証明手数料	9	8	10
	保健衛生費補助金	264	264	528
歳出	旅 費	39	0	344
	需用費	15,138	12,544	13,362
	役務費	317	265	322
	委託料	19,017	18,928	19,947
	使用料及び賃借料	2,808	2,301	1,604
	備品購入費	727	730	990
	負担金、補助金及び交付金	47	20	51
	公 課 費	7	0	7

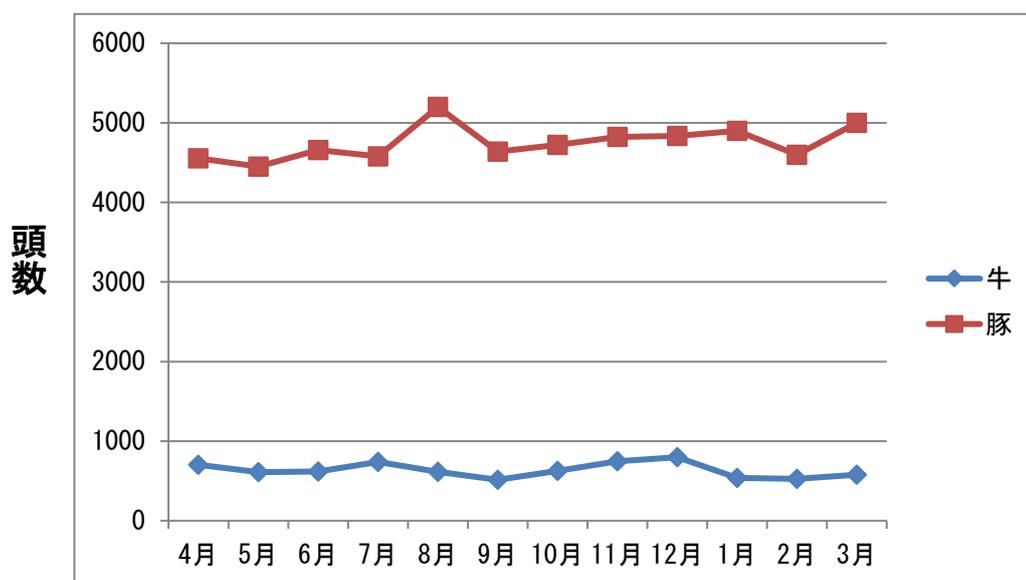
## II 検査の概要

### 1 月別検査頭数

検査年月日		牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
		75Kg以上	75Kg未満					
令和4年	4月	703	2	0	4,556	0	0	5,261
	5月	612	0	1	4,451	3	4	5,071
	6月	617	0	0	4,659	3	2	5,281
	7月	737	0	0	4,580	2	1	5,320
	8月	614	0	1	5,199	3	0	5,817
	9月	514	1	0	4,637	3	0	5,155
	10月	627	0	1	4,721	5	0	5,354
	11月	745	0	0	4,823	7	5	5,580
	12月	798	0	1	4,836	4	0	5,639
令和5年	1月	538	0	0	4,898	4	0	5,440
	2月	528	0	0	4,600	4	8	5,140
	3月	577	0	0	4,998	4	3	5,582
計		7,610	3	4	56,958	42	23	64,640

(単位：頭数)

### 月別検査頭数

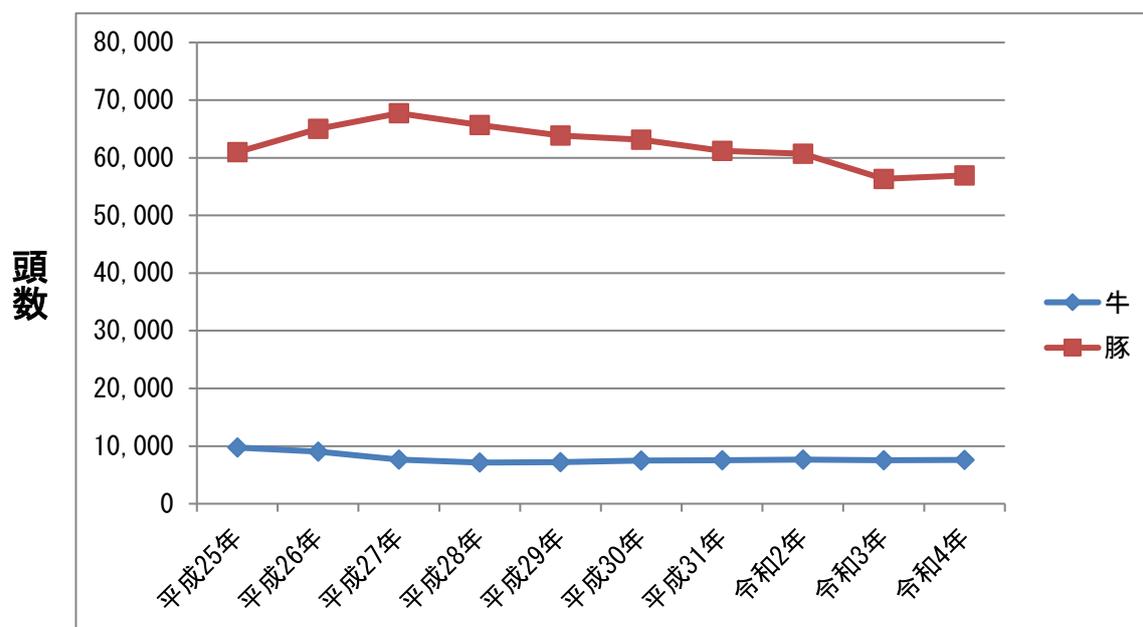


## 2 と畜検査頭数の推移(過去10年)

検査年度	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
	75Kg以上	75Kg未満					
平成25年	9,708	26	6	60,964	21	4	70,729
平成26年	9,028	18	4	65,021	28	2	74,101
平成27年	7,586	48	3	67,728	31	2	75,398
平成28年	7,107	26	4	65,713	32	4	72,886
平成29年	7,170	20	4	63,862	16	7	71,079
平成30年	7,451	21	2	63,164	16	4	70,658
平成31年	7,548	2	3	61,192	26	4	68,775
令和2年	7,634	1	3	60,721	23	7	68,389
令和3年	7,534	2	3	56,356	29	60	63,984
令和4年	7,610	3	4	56,958	42	23	64,640

(単位：頭数)

### 年度別検査頭数



## 3 と畜場法に基づく措置頭数

措置	病名	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
		75Kg以上	75Kg未満					
解体禁止	検査後死亡	1	0	0	1	0	0	2
	計	1	0	0	1	0	0	2
とさつ禁止	敗血症	1	0	0	0	0	0	1
	黄疸(高度)	2	0	0	0	0	0	2
	尿毒症	1	0	0	0	0	0	1
	計	4	0	0	0	0	0	4
全部廃棄	炎症(全身性)	62	0	0	1	0	0	63
	膿毒症	11	0	0	19	0	0	30
	水腫(高度)	8	0	0	1	0	0	9
	豚丹毒	0	0	0	7	0	0	7
	変性(全身性)	2	0	0	2	0	0	4
	牛伝染性リンパ腫	11	0	0	0	0	0	11
	敗血症	8	0	0	22	0	0	30
	白血病	0	0	0	1	0	0	1
	尿毒症	2	0	0	0	0	0	2
	黄疸(高度)	3	0	0	4	0	0	7
	腫瘍(多発性)	2	0	0	0	1	0	3
	計	109	0	0	57	1	0	167

(単位:頭数)

## 4 区分別と畜検査頭数の推移(過去5年)

検査年度	分類	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計	
		75Kg以上	75Kg未満						
平成30年	措置区分	解体禁止	0	0	0	2	0	0	2
		とさつ禁止	32	0	0	3	0	0	35
		全部廃棄	188	1	0	96	0	0	285
		一部廃棄	6,841	12	2	57,286	8	1	64,150
		病変なし	390	8	0	5,777	8	3	6,186
平成31年	措置区分	解体禁止	0	0	0	0	0	0	0
		とさつ禁止	38	0	0	0	0	0	38
		全部廃棄	170	1	0	106	0	0	277
		一部廃棄	6,888	0	3	54,397	12	1	61,301
		病変なし	452	1	0	6,689	14	3	6,186
令和2年	措置区分	解体禁止	0	0	0	0	0	0	0
		とさつ禁止	33	0	0	0	0	0	33
		全部廃棄	143	0	1	101	0	1	246
		一部廃棄	7,095	1	2	53,784	12	3	60,897
		病変なし	363	0	0	6,836	11	3	7,213
令和3年	措置区分	解体禁止	1	0	0	1	0	0	2
		とさつ禁止	9	0	0	3	0	0	12
		全部廃棄	117	0	0	86	0	1	204
		一部廃棄	6,889	2	3	49,610	16	46	56,566
		病変なし	518	0	0	6,656	13	13	7,200
令和4年	措置区分	解体禁止	1	0	0	1	0	0	2
		とさつ禁止	4	0	0	0	0	0	4
		全部廃棄	109	0	0	57	1	0	167
		一部廃棄	7,032	3	3	48,768	31	19	55,856
		病変なし	464	0	1	8,132	10	4	8,611

(単位：頭数)

※一部廃棄には「病変のみで無廃棄のもの」を含む。

## 5 精密検査等検査実績

### (1) 精密検査件数

分類	項目	件数
生体検査時の精密検査	血液・生化学検査等	367
保留畜の検査	細菌検査	100
	理化学検査	9
	病理組織学的検査	18
	病理学的確認検査	75
病理学的検索	病理組織学的検査	53
残留動物用医薬品等検査	抗生物質（簡易検査法）	149
	動物用医薬品	10
と畜場の衛生管理に関する検査	枝肉拭き取り検査（生菌数）	100
	枝肉拭き取り検査（腸内細菌科菌群数）	100
	切除法による枝肉検査（生菌数）	120
	切除法による枝肉検査（腸内細菌科菌群数）	120

### (2) 残留動物用医薬品等モニタリング検査（再掲）

区分	抗生物質 （簡易検査法）	動物用医薬品
牛	25	0
豚	30	10
結果	すべて陰性	検出せず

（単位：件数）

### (3) 保留畜の残留抗生物質検査（再掲）

区分	抗生物質 （簡易検査法）
牛	26
豚	68
結果	すべて陰性

（単位：件数）

## 6 外部検証

- (1) 記録検査  
12回実施。(月1回)
- (2) 現場検査  
209日実施。(原則、毎開場日)
- (3) 切除法を用いた微生物試験

区分	生菌数	腸内細菌科菌群数
牛	60	60
豚	60	60
計	120	120

(単位：件数)

## Ⅲ 調査研究

### 調査研究一覧（過去10年）

年度	演 題	学 会 名	発 表 者
R4	広島市と畜場における豚のリンパ腫の発生状況について（第2報）	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	重松 紗希
	LC-MS/MS を用いた食肉中の動物用医薬品一斉分析法の妥当性評価	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	篠塚 康佑
R3	牛伝染性リンパ腫ウイルス遺伝子の検出状況について	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	岡田 有香
		全食協中国・四国ブロック 技術研修会	国広 彩耶
	広島市と畜場における HACCP 外部検証の実施について	生活衛生関係業績発表会	奥田 美香
R2	広島市と畜場に搬入された牛の SFTS ウイルスの浸潤状況調査について	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	岡田 有香
H31	肥育牛における地方病性牛白血病の発症リスクに関する一考察	広島県獣医学会	兼重 裕美子
	公務員獣医師増加に向けて行ったアンケート調査について	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	重松 紗希
H30	広島市と畜場における豚のリンパ腫の発生状況について	広島県獣医学会	吉村 奈津子
	タッチパネル式と畜検査管理システムの導入について	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	島本 琢士
	広島市と畜場に搬入された牛における住肉胞子虫感染実態調査について	生活衛生関係業績発表会	前田 紗希
H29	牛及び豚の盲腸便におけるカンピロバクター属菌保有状況調査	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	平本 佳織
	地方病性牛白血病診断の生体検査における補助診断マーカーの検討	全食協中国・四国ブロック 技術研修会 全国公獣協調査研究発表会	中川 剛志

H28	広島市と畜場における地方型牛白血病の発生状況と各種検査所見の検討	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	中川 剛志
	牛盲腸便におけるカンピロバクター属菌保有状況調査	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	村田 清香
H27	核酸クロマト型チップを用いた地方型牛白血病PCR迅速診断の一考察	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	中川 剛志
	広島市と畜場における牛・豚のトキソプラズマ抗体保有状況	全国公獣協調査研究発表会	村田 清香
	と畜場における枝肉汚染の原因についての一考察	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	
	牛盲腸便から分離されたカンピロバクターについて	生活衛生関係業績発表会	栗原 健
H26	牛の頭部検査時の咬筋切開による細菌汚染に関する一考察	全食協全国食肉衛生発表会	白澤 清子
	広島市と畜場における牛・豚のトキソプラズマ抗体保有状況	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	村田 清香
		生活衛生関係業績発表会	河田 みなみ
	夏休み親子体験教室「お肉について考えよう！」実施報告	生活衛生関係業績発表会 中国地区公衆衛生学会	兼重 裕美子
H25	簡易 DNA 抽出キットを用いた牛白血病ウイルスの DNA 調整に関する検討	広島県獣医学会 全食協全国食肉衛生発表会	兼重 裕美子
		獣医学術中国地区学会	国井 悦子
	広島市と畜場で判明した豚の薬事法違反事例	生活衛生関係業績発表会	島本 琢士
	広島市と畜場における牛・豚のトキソプラズマ抗体保有状況	生活衛生関係業績発表会	堀 敬太

## 公衆衛生

## 広島市と畜場における豚のリンパ腫の発生状況について（第2報）

○重松紗希  
広島市食肉衛生検査所

1. はじめに：平成27年度から平成29年度にかけて当と畜場で豚のリンパ腫が増加したことを受け、平成30年に吉村らが症例をまとめ、報告した。その後も依然として毎年豚のリンパ腫が発生している。そこで、今回平成30年度以降に発生した豚のリンパ腫症例についてまとめたので、その結果を報告する。
2. 材料および方法：平成30年4月から令和3年3月に当と畜場に搬入された241,433頭の豚のうち、リンパ腫と診断された12症例について発生農家及び病変部位別に発生状況を調査した。また、T細胞マーカーであるCD3抗体とB細胞マーカーであるCD79 $\alpha$ 抗体を用いて免疫組織化学的検索を行い、病理組織学的分類を行った。
3. 成績：(1)平成30年度から令和3年度の豚のリンパ腫発生率は、検査頭数10万頭当たり5頭であった。(2)農家別発生状況は、A農家6頭、そして平成29年度以前に豚のリンパ腫の発生が認められなかったI農家3頭、J農家2頭、K農家1頭であった。(3)病変部位については、主に腎臓に病変が認められた症例が7症例あり、そのうち6症例がA農家であった。また、主に小腸に病変が認められた症例が3症例あった。(4)病理組織学的分類では12症例すべてがB細胞性びまん性中細胞型のリンパ腫に分類され、そのうち8症例でスターリースカイ像が認められた。
4. 考察：当と畜場では平成30年度以降も複数の農家で豚のリンパ腫が発生している。しかし、農家別発生状況をみるとA農家では毎年豚のリンパ腫が発生しているのに対し、その他の農家では散発的な発生にとどまっていた。また、A農家とその他の農家では病変部位に違いがみられた。これらのことから、豚のリンパ腫には散発的な発生以外に継続的に発生する何らかの要因があるのではないかと考えられた。また、今回の症例のうち、B細胞性びまん性中細胞型のリンパ腫で、かつスターリースカイ像が認められた症例についてはLSG分類においてバーキット型に分類されるのではないかと考えられた。今後はCD10等の特殊染色等を実施し、さらに詳細な分類を行うことで豚のリンパ腫の病態解明に努めていきたい。

## LC-MS/MS を用いた食肉中の動物用医薬品一斉分析法の妥当性評価

広島市食肉衛生検査所 ○篠塚康佑 鈴木康仁※ 井澤麻由  
※ 現 公益財団法人広島市農林水産振興センター

## はじめに

動物用医薬品は家畜の生産性向上の目的から広く使用されている。これら動物用医薬品は食品に残留する可能性があるため、食の安全の観点から厳格な使用管理が必要とされている。

当所では、HPLC を使用し食肉中の残留動物用医薬品の検査を実施していたが、LC-MS/MS を導入したため、試験法について妥当性の確認が必要となった。今回、24成分について、LC-MS/MS を用いた食肉中の動物用医薬品の一斉分析法を検討し、平成22年12月付厚生労働省通知「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」<sup>1)</sup>（以下、ガイドラインという。）に従い妥当性評価を実施したのでその結果を報告する。

## 材料及び方法

## 1 一斉分析法

- (1) 標準品  
動物用医薬品混合標準溶液 PL2-1（富士フィルム和光純薬（株）・各 20  $\mu$ g/ml 成分数 24）（以下、「標準品」という。）を使用した。
- (2) 試料  
検査対象成分が含まれない豚の筋肉を使用した。
- (3) 試薬  
ギ酸、アセトニトリルは LC/MS 用の富士フィルム和光純薬（株）製、特級硫酸ナトリウムはシグマアルドリッチジャパン合同会社製、ヘキサンは残留農薬試験用の関東化学（株）製のものを使用した。
- (4) 混合標準液  
標準品をアセトニトリル及び水（4:6）混液で希釈して混合標準液とした。
- (5) 試験溶液の調製法  
厚生労働省通知「HPLC による動物用医薬品等の一斉試験法 I（畜水産物）」に準拠し、図1のとおり調製した。
- (6) 装置及び測定条件  
表1のとおり実施した。
- (7) 検量線の作成  
混合標準液を 0.001、0.01 及び 0.1ppm の 3 濃度に調製し、検量線用標準液とした。この 3 点による検量線を作成した。
- (8) 測定条件  
SHIMADZU Method Package (LC/MS/MS メソッドパッケージ 動物用医薬品（株）島津製作所）（以下、メソッドパッケージという。）から、保持時間、プリカーサイオン、プロダクトイオン、pause time、dwell time、Q1、CE、Q3 の条件を引用し、設定した。

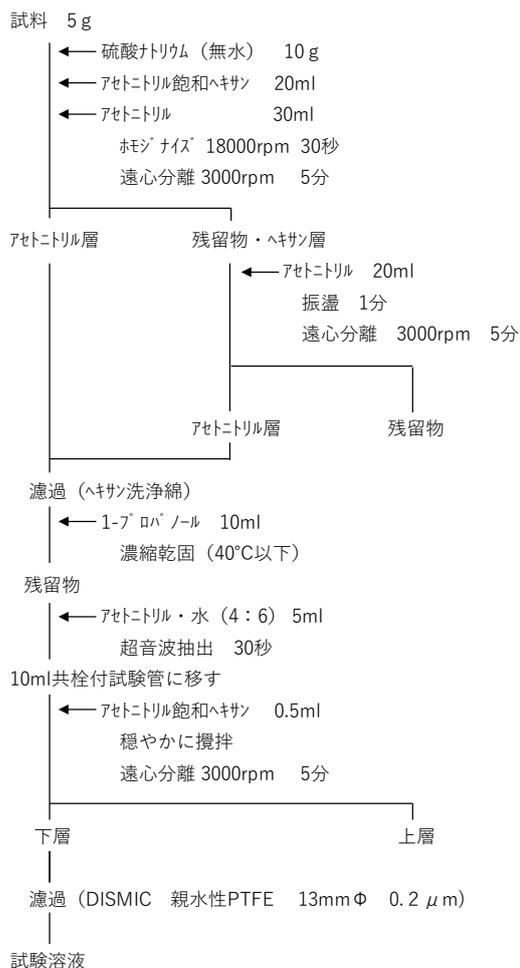


図1 試験溶液の調製法

表1 装置及び測定条件

LC	
ポンプ	SHIMADZU LC-30AD
オートサンプラ	SHIMADZU SIL-30AC
オーブン	SHIMADZU CTO-20AC
MS/MS	SHIMADZU LCMS-8050
カラム	YMC-Triart C18
移動相	A液：0.1mol/Lギ酸溶液 B液：アセトニトリル (LC/MS用)
グラジエント条件	時間 (分) A液 (%) B液 (%)
	0 99 1
	1 85 15
	6 60 40
	10 0 100
	15 0 100
流速	0.2ml/min
注入量	5μl
カラム温度	40°C

## 2 妥当性評価

### (1) 試験方法

試料に0.01及び0.1ppmに調製した混合標準液を添加し、回収試験を実施した。

1回2併行、5回の枝分かれで上記の添加回収試験を実施し、その結果から平均回収率、併行精度及び室内精度を算出した。

### (2) 評価方法

評価方法はガイドラインに従い、0.01ppm、0.1ppm添加の試験についてそれぞれ目標値を設定し、評価した。(目標値は表2に記載)

## 結果

一斉分析法の妥当性評価の結果を表2に示した。

妥当性評価の目標値を満たした成分は24成分のうち1~14の14成分であった。

15~18の4成分は目標値に満たなかった。そのうち、15、16の成分は回収率が目標値を満たしたが、精度は目標値を満たさなかった。17、18の成分は回収率、精度のいずれも目標値を満たさなかった。

その他6成分(スルファメトキシピリダジン、スルファモノメトキシシ、スルファドキシシ、スルファキノキサリン、メレングルトロールアセテート、スルファニトラン)は今回の一斉分析法では検出ができず回収率、精度共に判定不能であったため、妥当性評価を実施できなかった。

表2 妥当性評価結果

評価	成分名	0.01ppm添加			0.1ppm添加		
		回収率 (%)	併行精度 (RSD%)	室内精度 (RSD%)	回収率 (%)	併行精度 (RSD%)	室内精度 (RSD%)
○	1 5-propylsulfanyl	85.6	8.9	8.9	82.2	2.7	5.5
○	2 レバミゾール	78.1	10.9	10.9	83.2	3.3	4.1
○	3 チアベンダゾール	90.7	7.9	7.9	82.6	3.3	3.8
○	4 トリメトプリム	71.5	13.7	13.7	76.2	3.2	6.8
○	5 スルファジアジン	89.3	6.7	8.3	85.2	5.1	7.2
○	6 オルメトプリム	79.2	7.9	7.9	82.3	2.6	3.8
○	7 スルファチアゾール	81.8	4.5	7.7	80.8	6.1	9.6
○	8 スルファピリジン	92.8	6.4	8.8	84.3	4.9	7.1
○	9 スルファメラジン	92.0	7.0	9.1	87.9	3.0	4.3
○	10 スルファジミジン	96.2	9.1	9.1	85.3	3.9	6.3
○	11 スルファクロルピリダジン	87.0	7.9	8.1	84.6	5.4	8.3
○	12 スルファメトキサゾール	91.2	7.6	7.7	84.7	6.5	9.4
○	13 エトバベート	93.9	6.2	6.2	90.4	3.9	5.3
○	14 スルファジメトキシ	98.5	11.0	11.0	86.2	3.2	5.1
×	15 β-トレンボロン	72.3	22.4	44.0	98.3	30.5	50.1
×	16 α-トレンボロン	99.2	31.6	31.6	97.7	31.5	39.9
×	17 チアンフェニコール	判定不能	ND (不検出)	ND	211.0	157.0	157.0
×	18 ゼラノール	判定不能	ND	ND	72.5	19.5	19.5
		0.01ppmの目標値			0.1ppmの目標値		
		70~120%	<25%	<30%	70~120%	<15%	<25%

### 考察及びまとめ

今回実施した試験法では、豚の筋肉を試料とした場合における14成分について妥当性が確認できた。しかし標準品の24成分のうち10成分は妥当性の確認ができなかった。

15-18の4成分については、成分の検出はできているが、回収率及び精度が目標値に満たなかったため、試験溶液の調製方法の検討が必要であると考えられる。

その他6成分については、標準液からも検出できていなかった。これはメソッドパッケージから引用した各条件が適さなかったことが原因として考えられるため、試験溶液の調製のみでなく各条件の見直しも必要であるとする。

現在、妥当性を確認できた14成分について、検査実施標準作業書を作成し、検査を実施している。今後、より多くの動物用医薬品に対する分析法の改良及び検査体制の強化に努めていきたいと考えている。

- 1) 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知 食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインの一部改正について、平成22年12月24日付け食安発1224第1号

## IV その他の事業

### 1 食肉に関する衛生教育

事業名	内 容
「食検だより」発行	<p>と畜場や食肉衛生検査所での業務紹介や、食肉衛生に関する普及啓発を広島市 HP に 3 回発行した。</p> <p>★第 71 号「パーネットについて」(4 月)            ★第 72 号「令和 3 年度 と畜検査結果」(8 月)            ★第 73 号「山口大学共同獣医学部のと畜検査研修を行いました」(3 月)</p>

### 2 と畜検査結果のフィードバック

安全で安定した食肉の生産供給のため、荷受会社をはじめ、出荷者や生産者にと畜検査結果データを提供（フィードバック）した。

### 3 輸出食肉

広島市と畜場でと畜され、広島食肉市場株式会社で処理された牛肉・豚肉について、食肉衛生証明書を発行した。

#### (1) 認定状況

認定日	内 容
平成 22 年 12 月 8 日	香港向け輸出豚肉取扱施設
令和 2 年 5 月 7 日	マカオ向け輸出牛肉取扱施設
令和 2 年 12 月 4 日	タイ向け輸出牛肉取扱施設

#### (2) 発行件数（過去 3 年）

種別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
香港向け輸出豚肉	2	3	0
マカオ向け輸出牛肉	0	0	0
タイ向け輸出牛肉	0	1	1